

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が本サービスを受けられる際に、予め利用者及びに対して
当事業所の運営規程の概要や勤務体制、サービスの内容、その他重要事項を記したものです。

1. 事業者概要

事業者名称	社会医療法人 緑泉会
代表者名	理事長 米盛 公治
所在地・連絡先	(住所) 鹿児島市与次郎一丁目7番1号 (電話) 099-230-0100

2. 事業所概要

1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	まろにえ介護老人保健施設
所在地・連絡先	(住 所) 鹿児島市草牟田二丁目26番45号 (電 話) 099-226-3270 (FAX) 099-226-3271
事業所番号	鹿児島県知事指定 4670113028
管理者の氏名	尾辻 達人

2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤	非常勤	
管理者（医師）	1人	1人	0人	事業所の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う
理学療法士等	3人以上	3人以上	0人	計画に基づき、サービスの提供を行う

3) 事業実施の地域

鹿児島市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください

4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日を含む）午前8：30～午後5：30まで
休業日	日曜日、1月1日、1月2日

3. サービスの内容

理学療法士や作業療法士が利用者のご自宅を訪問し、日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従事者までお気軽におたずねください。

4. 事業の目的

介護保険法で定める本サービスを提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行い、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

5. 利用料金

①基本料金（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

基本	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
訪問リハビリ20分/回	308円/回	616円/回	924円/回
予防訪問リハビリ20分/回	298円/回	596円/回	894円/回

※訪問時間は1日40分（2回分）を基本とします

②加算料金

【訪問リハビリテーション】

加算名	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院日等から3月以内)	200円/日	400円/日	600円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院日等から3月以内)(週2回限度)	240円/日	480円/日	720円/日
リハビリテーションマネジメント加算(イ) (計画の評価・見直し、医師の指示、リハビリ会議や療法士からの説明)	180円/月	360円/月	540円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) (イ)に加え、厚労省に情報提供)	213円/月	426円/月	639円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (イ、ロの計画について医師が利用者またはその家族に説明し同意を得ること)	270円/月	540円/月	810円/月
口腔連携強化加算 (従業員が口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供)	50円/月	100円/月	150円/月
サービス提供体制強化加算Ⅰ (勤続7年以上の職員がいる)	6円/回	12円/回	18円/回

サービス提供体制強化加算Ⅱ (勤続３年以上の職員がいる)	３円/回	６円/回	９円/回
移行支援加算 (利用終了者が社会参加等に関する条件を満たす)	１７円/日	３４円/日	５１円/日
退院時共同指導加算 (理学療法士等が医療機関の退院前のカンファレンスに参加し在宅での リハビリテーションの必要な指導を共同して行った場合)	６００円/回	１,２００円/回	１,８００円/回

＊なお６月１日より介護職員等処遇改善加算としてサービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた１月当たりの総単位数にサービス別加算率（１．５％）を乗じた単位数を算定しています。

【介護予防訪問リハビリテーション】

加算名	自己負担１割	自己負担２割	自己負担３割
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院日等から３月以内)	２００円/日	４００円/日	６００円/日
退院時共同指導加算 (理学療法士等が医療機関の退院前のカンファレンスに参加し在宅での リハビリテーションの必要な指導を共同して行った場合)	６００円/回	１,２００円/回	１,８００円/回
サービス提供体制強化加算Ⅰ (勤続７年以上の職員がいる)	６円/回	１２円/回	１８円/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ (勤続３年以上の職員がいる)	３円/回	６円/回	９円/回

＊なお６月１日より介護職員等処遇改善加算としてサービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた１月当たりの総単位数にサービス別加算率（１．５％）を乗じた単位数を算定しています。

③利用者負担金

介護保険負担割合証に定める割合（１～３割）となります。（消費税は課税されません）
但し、介護保険の給付の範囲を超えた分につきましては、全額自己負担（前記①及び②の料金）となります。

６．サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 リハビリテーション課 赤崎 輝典 ０９９－２２６－３２７０（月～土 ９：００～１７：００）
行政機関、 その他の苦情受付機関	鹿児島市役所介護保健課 ０９９－２１６－１２８０（月～金 ９：００～１７：００）
	国民健康保険団体連合会 ０９９－２１３－５１２２（月～金 ９：００～１７：００）
	鹿児島県社会福祉協議会 ０９９－２８６－２２００（月～金 ９：００～１６：００）

7. 身体の拘束等について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載をすることとします。

8. 虐待の防止等について

当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ装置電話等を活用して行うことができるものとする。）定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

9. 業務継続策定に関する事項について

- 1 業務継続策定について、事業所における感染症や災害が発生した場合であっても利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

10. 感染症対策について

当施設は感染症が発生し又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- ① 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 当施設において従業者に対し、感染症及び、食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- ④ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- ⑤ 感染症を想定した訓練の実施（指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習、机上を含め実施方法については適切に組み合わせて実施する。）

1 1. 緊急時（急変時）及び事故発生時の対応について

サービス提供中に病状の急変及び事故発生時には、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに利用者の主治医（主治医に連絡がつかない場合は協力医療機関である米盛病院の医師）、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。